



令和6年11月22日

議長 西村 紳一郎 様

議会改革検討委員会

委員長 寺坂 寛 夫



諮問事項に対する提言(第3次)

令和5年12月22日付けで諮問された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

諮問事項 請願者・陳述者の意見陳述について

本検討委員会では、議長からの諮問を受け、請願・陳情の提出者から議会に対して意見を陳述したい旨の希望があった場合の取扱いについて、県内をはじめ、主な中核市における意見陳述の実施方法の調査などを行い、議論を重ねてまいりました。

その結果、市民にとって開かれた議会であるためには、議会としても請願・陳情の提出者の求めに応じていくことが必要であるという意見で一致しました。

意見陳述の実施方法は、全議員が参加可能となる新たな場を設け行うものとし、実施に当たっては、

- 1 意見陳述を希望する者は、事前に議会に申出書を提出する。
- 2 発言時間は、1件当たり5分以内とする。
- 3 意見陳述への参加可能人数は、それぞれ陳述者（代表者又は提出者）1人、補助者1人とする。
- 4 陳述者から議員への質疑は、不可とする。
- 5 議員からの陳述者への質疑は、可とする。

こととし、要綱でルールを明記したうえで、行ふべきとの結論に至りました。

なお、意見陳述の内容を記録に残すべきであるという意見が出され、本件については、議会運営委員会では実施方法の検討がされる中で、議論されるよう求めます。